

西宮市不妊治療ペア検査助成事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、不妊の検査に要する費用の助成に関して必要な事項を定め、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 西宮市内に申請日現在、夫婦のいずれかが住所を有しており、法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること。
- (2) 当該助成に係る検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (3) 夫婦そろって受診した者（やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が3ヶ月以内の場合は可）。
- (4) 申請に係る不妊の検査を行った期間は、原則、当該年度の4月1日から3月31日までとする。
- (5) 申請に係る検査について、他の自治体が実施する不妊の検査の助成を受けていないこと。

(助成内容)

第3 助成の対象となる費用は、対象者が医療機関で受けた、医療保険が適用されない不妊の検査に要した費用とする。

- 2 助成する額は、前項の7/10（1円未満は切捨て）とし、1回当たりの上限を5万円とする。
- 3 助成回数は、夫婦1組につき1回とする。

(助成の申請及び決定)

第4 助成を受けようとする対象者は、検査を実施した年度内に、次の関係書類を添えて西宮市長（以下「市長」という。）に申請を行うものとする。ただし、(3)について市長が状況を確認することに同意した場合は、書類の提出を省略することができる。

- (1) 西宮市不妊治療ペア検査助成事業申請書（様式第1号）
 - (2) 西宮市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書（様式第2号）
 - (3) 別表に掲げる西宮市内に居住する法律上の夫婦もしくは事実婚であることを証明する書類（ただし、原則として市長が住民基本台帳等を確認することに申請者が同意し、世帯調書を提出した時はこれに変えることができる）。
- 2 市長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、助成の要件を満たしていると認めたときは、申請者に西宮市不妊治療ペア検査助成事業承認決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。また、審査の結果、不承認と決定したときは、速やかにその理由を付して、西宮市不妊治療ペア検査助成事業不承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第5 市長は、申請書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を得た者に対し、その返還を求めることができる。

- 2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

(医療機関等の指導等)

第6 市は、本事業の実施に当たっては、不妊の検査に關係している医療機関、その他保健医療関係者等に対し本事業の趣旨を周知するとともに、積極的な協力を求める。

- 2 市は、本事業の実施に当たり、必要に応じて、検査データ等の登録管理を行うとともに、事業の適正化を図るために医療機関等に対する指導を行う。

(実施上の留意点)

- 第7 本事業の関係者は、申請者の心理及びプライバシーの保護について十分配慮し、この要綱による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱い特記事項」を守り、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 市は、助成状況を明確にするため、助成台帳を作成し、助成状況を把握するものとする。

(補則)

- 第8 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

付則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から適用する。
- 2 第2の(4)の規定においては令和3年4月1日以降に検査を行った者を助成の対象とする。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。